

歯と口腔の健康づくり基本計画について

1 計画策定の経緯

国は、平成23年8月に生涯にわたる歯と口腔の健康づくりへの取り組みを進めるために、「歯科口腔保健の推進に関する法律」を施行した。

また、埼玉県は、平成23年10月に県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とした、「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」を施行し、平成25年4月には、「埼玉県歯科口腔保健推進計画」を策定している。

これら、国や埼玉県の動きも踏まえ、入間市では平成26年4月に「入間市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行し、この条例に基づき平成27年7月に「入間市歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定した。

2 計画期間

平成27年7月～令和2年6月

3 計画の概要

【基本理念】

- (1) 市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること

【めざす姿】

- ◎ いつまでも健康な口で、食べる喜びをかみしめよう

【基本的施策】

- (1) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯予防に関する施策
- (2) 成人期における歯周疾患予防に関する施策
- (3) 高齢期における口腔機能の維持及び向上に関する施策
- (4) 障害者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策
- (5) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策